

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

■風水害の特性 地域防災計画第1編第4章第3節引用

- ・大雨洪水時には、琵琶湖の水位が著しく上昇し、沿岸に被害が発生する。
- ・天井川や尻無川が多く、大雨のときは水位が急上昇し、破堤や溢水による水害が起りやすい。
- ・古くからの集落や市街地の多くは、自然堤防や段丘上に位置していることから浸水被害等は少ないが、近年開発された市街地では浸水被害の危険が高い。
- ・大型台風が本県の東側を北東に進むときは、台風に伴う湿った強風が、山の斜面に吹きつけて鈴鹿、比良の両山岳地帯に豪雨が降り、大きな被害が発生する。
- ・大型台風が本県の西側を北東に進むときは、暴風による大きな被害が発生する。

■風水害の被害想定 地域防災計画第1編第4章第4節引用

- ・市の河川は、市東部の山地から流下して、一級河川愛知川、日野川及び蛇砂川に合流し琵琶湖に注いでいる。大雨が降った場合、堤防の決壊、内水のはん濫など浸水被害の発生する危険性があり、過去に台風や集中豪雨により水害が発生している。

(洪水：ハザードマップ)

八日市駅前を中心に中心市街地として指定している地域では、0.5メートルの浸水が想定されている。特に琵琶湖に近く、愛知川沿岸である能登川地域、日野川沿岸である蒲生地域では2メートルを超える浸水が想定されている。

(土砂災害：東近江市地域防災計画) 地域防災計画第1編第4章第4節参考

市内全域で土砂災害が発生する可能性があるが、特に市の東部に山地が形成されており、山地を流下する河川沿いの平坦地に集落等が形成されている。このため、大雨が降った場合には、土石流、がけ崩れ等の土砂災害の発生する危険性が高い。

(地震：ハザードマップ)

当市では、海溝型地震と5つの活断層地震が発生すると影響が大きいと想定されています。5つの活断層のうち、市に最も大きな被害をもたらすのは「鈴鹿西縁断層帯地震」と想定されており、最大で震度6強、今後30年以内の地震発生確率は0.08～0.2%とされている。また、地震発生時の液状化の危険度は能登川地域と蒲生地域の一部で高いと示されている。

※断層帯例：柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯(M8.2)、鈴鹿西縁断層帯(M7.6)、鈴鹿東縁断層帯(M7.5)、養老-桑名-四日市断層帯(M7.7)、琵琶湖西岸断層帯(M7.8)等

(2) 商工業者の状況 (国勢調査、東近江市統計より)

- ・商工業者等数 4,761人
- ・小規模事業者数 3,318人

【内訳】

業 種		商工業者 事業所数	小規模事業者 事業所数	備 考
商工 業者	建設業	644	624	市内に広く散在している
	製造業	575	427	市内に広く散在している
	卸・小売業	1,110	678	各地域の主要地に所在
	その他	2,432	1,589	市内に広く散在している

(3) これまでの取り組み

1) 当市の取り組み

- ・防災計画の策定、防災訓練の実施
- ・防災備品の備蓄

2) 当会議所の取り組み

- ・事業者 BCP に関する国の施策の周知
- ・事業者 BCP 策定セミナーの開催
- ・民間損害保険会社等と連携した損害保険への加入促進
- ・東近江市が実施する防災訓練への参加および協力

II 課題

令和元年9月に全国の商工会議所で行われた LOBO（早期景気観測）調査によると、BCPを「策定済み」の事業所は14.5%、「策定中」は13.4%、「必要と思うが策定していない」が63.8%、「そもそも必要ない」が8.3%となっている。必要と思うが策定していない理由としては「国が求める体制整備の水準は小規模企業には困難」「策定に必要なノウハウや人的余裕がない」といった声がある。

八日市商工会議所が平成29年度に行った会員アンケート調査によると、BCPを「策定済み」の事業所は6.0%、「策定したい」は12.0%、「考えていない」82.0%であった。全国調査と比較すると調査時期の違いはあるものの、当市の事業者におけるBCPに対する関心は高くないのが現状である。これは当市事業所に潜在する災害リスクの種類と大きさ、BCPの必要性と作り方、国等の推進施策が広く知られていないことが原因であると考えられる。

また、簡易的なBCPとも言うべき事業継続力強化計画については、その認定制度も含めて事業所に認知されているとは言えない状況である。（※以降、「BCP」は簡易なものも含める）

東近江市は1市6町が合併して生まれた市で、市域は鈴鹿山脈から琵琶湖までと広大で各々の地域に固有もしくは共通の災害リスクが存在する。とりわけ水害リスクの大きさは注目すべきものであるにも関わらず、それに対し備えのある事業所は少ない。

また、事業所と日常的に接点を持つ商工会議所職員においても、災害リスクやBCPについて詳しい知識を有する者は少なく、平時・緊急時の対応を推進するスキルをもった人員は十分にいない。保険・共済に対する助言を行える職員も不足している。

さらには、緊急時の市と商工会議所の連携、情報交換についても取り決めがなく具体的な体制やマニュアルが整備されていない。

これらの問題点を解消するために、以下の四点が課題となる。

- ・事業所に「当市の災害リスク」「BCPの必要性と作り方」「推進施策」を周知させること
- ・特にBCPの作り方に関しては、簡易な策定ツールやノウハウを提供する等の支援を行うこと
- ・商工会議所においてそれらの知識を伝えるスキル、保険・共済について助言を行える職員を増

加させること

- ・当商工会議所と当市との間で緊急時の連携体制やマニュアルを整備すること

### Ⅲ 目標

- ・地区内小規模事業者に対し当市における災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知し BCP 作成を推進する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会議所と当市との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

#### ※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する

### 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間 令和2年4月1日～令和7年3月31日

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

当会議所と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

#### < 1. 事前の対策 >

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・当商工会議所の朝礼・終礼や所内会議等において、職員に対し災害リスクやそれらへの主な対策ならびに BCP についての情報提供を行う。また、必要に応じて専門家を招く等して所内勉強会を実施する。
- ・巡回経営指導時に「東近江市防災マップ」等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスクおよびその影響を軽減するための取り組みや対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・商工会議所報や市公報、ホームページ等において、国等の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険の概要、BCP に積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・日本商工会議所が公表している「事業継続計画 (BCP) 作成シート」等のツールを紹介する等して、小規模事業者に対し BCP (即時に取り組み可能な簡易なものを含む) の策定による実効性のある取り組みの推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取り組みに関する専門家を招き、小規模事業者に対し、災害リスクの周知を中心とした啓発セミナーから始め、最終的には各事業者が BCP を策定するためのワークショップを開催していく

2) 商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・当商工会議所は令和2年1月に事業継続計画を作成。

3) フォローアップ

- ・小規模事業者の BCP 等取り組み状況の確認

・当商工会議所、当市、市内に在する経済団体である東近江市商工会の三者を構成員とする連絡会議を開催し、状況確認や改善点について協議する（年1回以上）。

4) 当該計画に係る訓練の実施

・自然災害が発生したと仮定し、当商工会議所と当市との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

< 2. 発災後の対策 >

自然災害等による発災時には人命救助を第一に行動する。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

当商工会議所は発災後 12 時間以内に SNS 等を利用し商工会議所職員の安否確認、業務従事可否の確認を行う。確認の撮れた安否情報、家屋被害や道路状況等の大まかな被害状況を当商工会議所と当市で共有する。

2) 応急対策の方針決定

- ・当会議所と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。  
〔豪雨における例〕 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤せず職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策が出来ない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し情報共有する。

大規模な被害がある	・地区内 10%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等の比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 1%程度の事業所で「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等の大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない。もしくは交通網が遮断されており確認できない。
被害がある	・地区内 1%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等の比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 0.1%程度の事業所で「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等の大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。

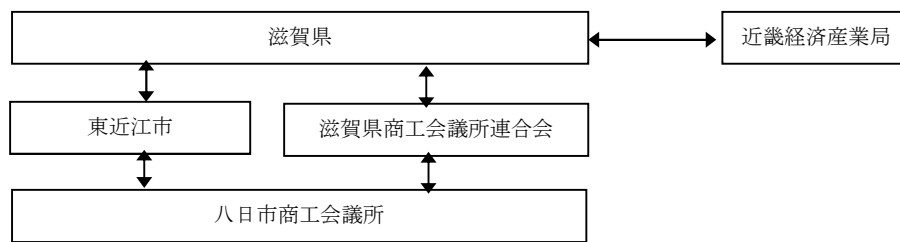
・本計画により当会議所と当市は以下の間隔で被害状況等を共有する

発災後～1週間	1日に2回共有する
1週間～3週間	1日に1回共有する
3週以降	2日に1回共有する

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告および指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当商工会議所と当市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会議所と当市が共有した情報を滋賀県の指定する方法にて当市より県へ報告する。

[連絡ルート]



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について東近江市と相談する。当商工会議所は国の依頼を受けた場合は特別相談窓口を設置する。
- ・安全性が確認された場所において相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国、県、市の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復旧支援 >

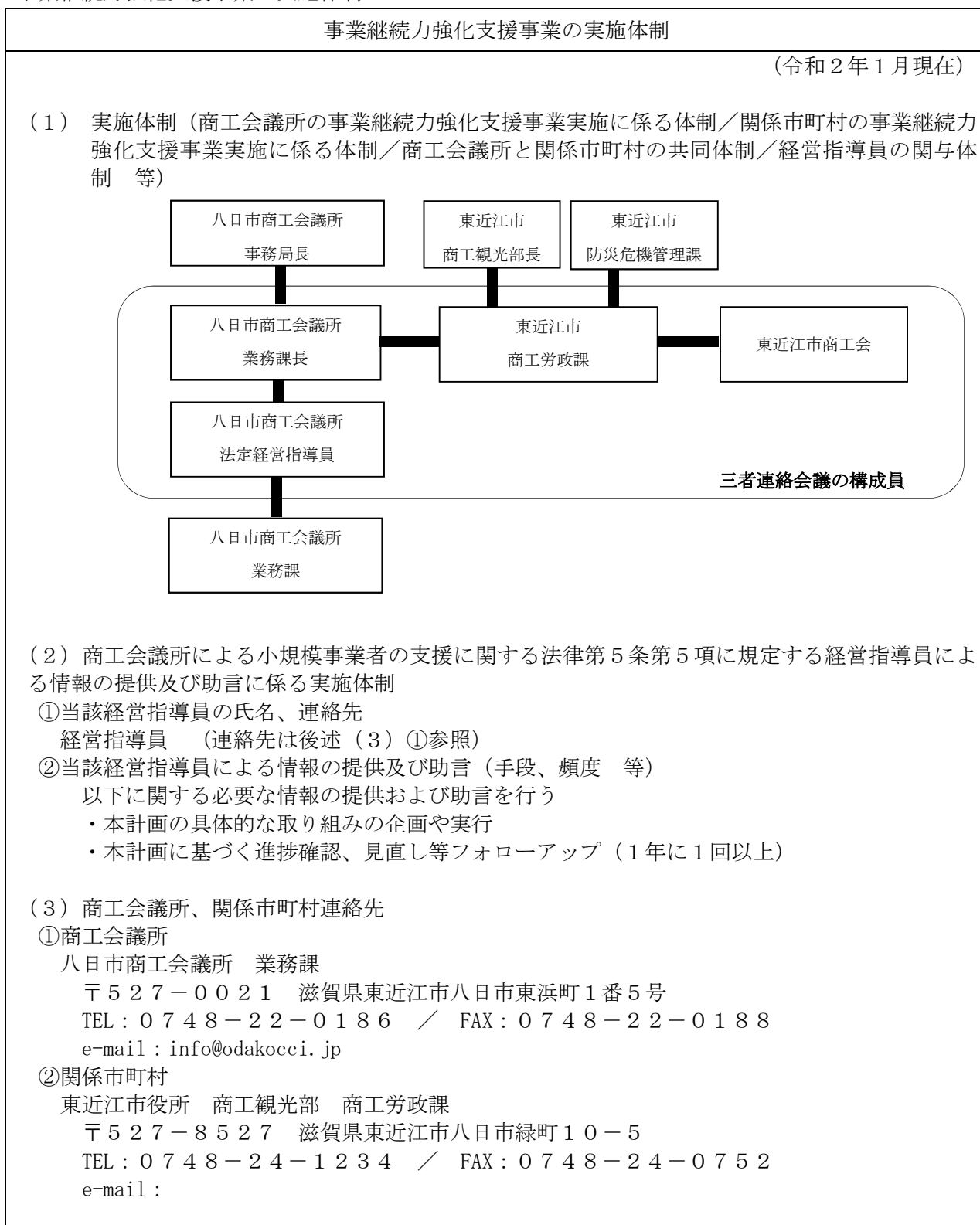
- ・滋賀県の方針に従って復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を滋賀県等に相談する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要な資金の額	100	100	100	100	100
チラシ作製費	25	25	25	25	25
セミナー開催費	20	20	20	20	20
専門家謝金	55	55	55	55	55

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
滋賀県補助金、東近江市補助金、会費収入、事業収入

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

